

指標 11.5.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 11.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数（※ 指標 1.5.1 及び 13.1.1 と同一指標）

ターゲット 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

ゴール 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

定義及び根拠

○ 定義

この指標は、人口10万人当たりの災害によって死亡した、行方不明になった、又は直接被害を受けた者の数を測定する。

○ 概念

災害時に、死亡した者、行方不明になった者、負傷した者を指す。

○ 根拠及び解釈

この指標の報告には、仙台防災枠組 2015-2030 のグローバル・ターゲット A 及び B の指標が使用される。

2015年3月の第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組 2015-2030」におけるグローバル・ターゲットの中で、「ターゲット A：災害による世界の10万人当たりの死亡者数について、2020年から2030年間の平均値を2005年から2015年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030年までに世界の災害による死亡者数を大幅に削減する」及び「ターゲット B：災害による世界の10万人当たりの被災者数について、2020年から2030年間の平均値を2005年から2015年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030年までに世界の災害による被災者数を大幅に削減する」は、持続可能な開発、経済、社会、健康、環境の強靱性を強化することに貢献するものである。この経済、社会、環境の観点には、貧困撲滅、都市の強靱性、気候変動への適応が含まれる。

国連総会（決議 69/284）によって設立された、防災に関する指標・用語集に関する政府間専門家ワーキンググループ（OIEWG）は、仙台防災枠組の実施における世界的な進展を測定するための一連の指標を開発し、これは国連総会によって承認されたものである（OIEWG 報告書 A/71/644）。

データソース及び収集方法

消防庁「災害年報」における「死者」「行方不明者」「負傷者」

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

消防庁「災害年報」における「死者」「行方不明者」「負傷者」の合計数を、直近の人口データ（国勢調査）で除したものに100,000を乗することによって、算出される。

○ コメントと限界

ここで言う災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。また、住家被害の人数と負傷者の人数は重複することが想定され、災害により直接被害を受けた者の数については、負傷者数をもって計上するものとする。なお、災害年報の対象期間は1月1日～12月31日である。

データの詳細集計

なし

参考

なし

データ提供府省

内閣府、総務省消防庁

関連政策府省

内閣府、総務省消防庁

担当国際機関

国連防災機関（UNDRR）